



戦没者等のご遺族のみなさまへ

第12回特別弔慰金のお知らせ

●特別弔慰金の趣旨

戦後80周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔意の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

●支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に支給します。

(1) 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

(2) 戦没者等の子

(3) 戦没者等の①父母 ②孫

③祖父母 ④兄弟姉妹

(4) 前述(1)～(3)以外で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた三親等内の親族（甥、姪等）

●支給内容 額面27万5千円

（5年償還の記名国債）

●請求期限

令和10年3月31日

●予約

受付・相談窓口は完全予約制です。事前に電話でのご予約をお願いします。

◆予約・問い合わせ先

福祉課 地域福祉係

☎85-2190

山本支所 ☎83-2111

琴丘支所 ☎87-2109



特定計量器定期検査のお知らせ

次のとおり定期検査を実施するので、該当する方は必ず受検するようにお願いします。

●定期検査が必要な特定計量器

検定証印または基準適合証印の付された質量計やおもり、分銅で取引や証明に使用するもの※製造されてから1年間は定期検査が免除されます。

●検査日程・場所

【琴丘地域】

6月2日 10時～15時30分

琴丘地域拠点センター

【山本地域】

6月3日 10時～15時30分

山本地域拠点センター

【八竜地域】

6月9日・10日 10時～15時30分

八竜ふれあいセンター

◆問い合わせ先

商工観光交流課 商工係

☎85-4830



労働保険年度更新のお知らせ

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新の手続きをお願いします。手続きの際は、電子申請をご利用ください。

●申請期間

6月2日～7月10日

年度更新の時期は窓口が混み合うため、電子申請がオススメです。詳しくは、QRコードからご確認ください。



厚生労働省ホームページ



電子申請特設サイト



ペパレス執事

◆問い合わせ先

商工観光交流課 商工係

☎85-4830

広告

安心できる地元の工務店

夏涼しく 冬暖か

小さな家から大きな家まで造ります

一般建築（設計・施工）新築・リフォーム・修理

後藤工務店

秋田県知事許可（般-2）第80204号

秋田県山本郡三種町森岳字森谷地136-1 代表 後藤 正 春
TEL 0185-83-3033 FAX 0185-83-3045

広告



司法書士 行政書士 國柄進一事務所

- 相続の手続き、遺言書 ●会社設立、役員変更、解散、清算
- 抵当権の設定、抹消 ●不動産の売買、贈与

令和6年4月より相続登記が義務化されました

ご自宅までお伺いします。お気軽にご相談下さい。

ご相談
お問い合わせ

三種町鹿渡字東二本柳31番地（鹿渡駅前）
電話 0185-87-4343 FAX 0185-88-8838
Mail・shihoukunitsuka@iaa.itkeeper.ne.jp
URL・https://shihoukunitsuka.com